

【件名】【緊急】フランスにおける外出制限（制度変更）

フランスにおいて実施中の外出制限に関して、制度変更がありましたのでお知らせします。ポイントは以下のとおりです。

- 特例外出証明書・出勤証明書の書式が変更されました。新しい特例外出証明書には日時のみでなく外出時間の記載が必要です。なお、ペンで記載する必要があります（鉛筆不可）。
- 運動等目的の外出について、1日1時間以内、自宅から1キロ以内の範囲に限られました。複数人で散歩する場合は、同居人同士のみについて認められます。
- 違反を繰り返した場合について、1500ユーロの罰金が科せられることになりました。

（参考）当館HP 新型コロナウイルス関連情報 V フランス政府による主な措置
(2) 移動に際して、携帯の必要な書類

https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/info_covid19.html

（参考）仏内務省コロナ対策ページ

<https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestation-de-deplacement-derogatoire-et-justificatif-de-deplacement-professionnel>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

（フランス国外からは（+33）3-8852-8500）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

（了）